

継続

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警視庁警備部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)

警察大学校警備教養部長
警察大学校生活安全教養部長
皇宮警察本部警備部長
各管区警察局広域調整部(総務監察・広域調整部)長

警察庁丁備発第145号、丁保発第70号
平成31年3月29日
警察庁警備局警備課長
警察庁生活安全局保安課長

原子力規制委員会設置法の制定に伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正について(通達)

原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号。別添1。以下「設置法」という。)が平成24年6月27日に公布され、9月19日から施行されることとなり(原子力規制委員会設置法の施行期日を定める政令(平成24年政令第228号))、併せて、原子力規制委員会設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成24年政令第235号。別添2。以下「整備政令」という。)も同日に施行されることとなったところ、設置法の制定理由並びに設置法及び整備政令の概要は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

第1 設置法の制定理由

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を、環境省の外局として設置する。

第2 設置法及び整備政令の概要

1 関係組織の一元化及び機能強化

(1) 原子力規制委員会

ア 原子力規制委員会の設置（設置法第2条）

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項の規定に基づいて、環境省の外局として、原子力規制委員会を設置することとされた。

イ 原子力規制委員会の任務（同法第3条）

原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ることを任務とすることとされた。

ウ 原子力規制委員会の所掌事務（同法第4条）

原子力規制委員会は、次の事務等をつかさどることとされた。

(ア) 原子力利用における安全の確保

(イ) 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保

(ロ) 核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保

(ハ) 放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関する基本的な方針の策定及び推進並びに関係行政機関の経費の配分計画

(ニ) 核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整

(ホ) 原子炉の運転等に起因する事故の原因及び原子力事故により発生した被害の原因を究明するための調査

エ 原子力規制委員会の組織等（同法第6条第1項並びに第7条第1項及び第2項）

原子力規制委員会は、委員長及び委員4人をもって組織するものとされた。また、委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命し、委員長の任免は天皇が認証することとされた。

(2) 原子力規制庁

ア 原子力規制庁の設置等（同法第27条第1項、第2項及び第6項）

原子力規制委員会の事務を処理させるため、原子力規制委員会に事務局を置き、事務局は、原子力規制庁と称することとされた。また、原子力規制庁の内部組織は原子力規制委員会規則で定めることとされた。

イ 原子力規制庁の職員（同法附則第6条第2項）

原子力規制庁の職員については、幹部職員のみならずそれ以外の職員についても、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこととされた。ただし、設置法の施行後5年を経過するまでの間において、当該職員の意欲、適性等を勘案して特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでないこととされた。

(3) 原子力防災会議

ア 原子力防災会議の設置（設置法附則第12条の規定による改正後の原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条の3）

内閣に原子力防災会議を置くこととされた。

イ 原子力防災会議の所掌事務（同法第3条の4）

原子力防災会議は、次に掲げる事務をつかさどることとされた。

(ア) 原子力災害対策指針（下記3(1)イ参照）に基づく施策の実施の推進その他の原子力事故が発生した場合に備えた政府の総合的な取組を確保するための施策の実施の推進

(イ) 原子力事故が発生した場合において多数の関係者による長期にわたる総合的な取組が必要となる施策の実施の推進

ウ 原子力防災会議の組織等（同法第3条の5第2項及び第3項並びに第3条の6第3項及び第4項）

原子力防災会議の議長は、内閣総理大臣を、副議長は、内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長等をもって充てることとされた。事務局長は、環境大臣をもって充てることとされ、事務局長は、議長の命を受け、命を受けた内閣官房副長官補及び内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣の協力を得て、局務を掌理することとされた。

2 原子炉等規制法等の一部改正関係

(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）の一部改正

ア 法の目的の追加（設置法附則第15条の規定による改正後の原子炉等規制法第1条）

法の目的に、自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行う旨が追加された。

イ 主務大臣の変更

文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣が行っている原子力の安全の確保のための規制は原子力規制委員会が行うこととされた。

ウ 特定原子力施設の指定等（同法第64条の2第1項及び第2項）

原子力規制委員会は、災害が発生した原子力施設を保安又は特定核燃料物質の防護につき特別の措置を要する施設（以下「特定原子力施設」という。）として指定することができ、特定原子力施設に係る原子力事業者等（以下「特定原子力事業者等」という。）に対し、当該特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施するための計画（以下「実施計画」という。）の提出を求めることとされた。

エ 実施計画（同法第64条の3第1項、第2項及び第5項）

特定原子力事業者等は、実施計画を作成し、又は変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けなければならないが、実施計画に従って、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施しなければならないこと

とされた。

オ 国家公安委員会との関係（同法第72条第1項、第2項及び第5項）

原子力規制委員会は、実施計画（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係るものに限る。）の認可をする場合において、政令で定めるところにより、あらかじめ国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見を聴かなければならないこととされた。国家公安委員会又は海上保安庁長官は、政令で定めるところにより、同法第64条の3第5項の規定の運用に関し、原子力規制委員会に意見を述べることができることとされた。また、原子力規制委員会は、同条第1項又は第2項の認可等を行うときは、政令で定めるところにより、国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならないこととされた。

(2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「原子炉等規制法施行令」という。）の一部改正

原子力規制委員会から国家公安委員会等への意見聴取に係る規定等（整備政令第4条の規定による改正後の原子炉等規制法施行令第63条第1項及び第2項並びに第64条）について、原子力規制委員会から国家公安委員会等への意見聴取の対象として、実施計画の作成又は変更の認可が加えられる等所要の改正がなされた。

3 原子力災害対策特別措置法等の一部改正関係

(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）の一部改正

ア 国の責務の追加（設置法附則第54条の規定による改正後の原子力災害特別措置法第4条の2）

国は、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被害の状況に応じた対応策の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有することとされた。

イ 原子力災害対策指針の策定（同法第6条の2）

原子力規制委員会は、原子力災害対策の円滑な実施を確保するために指針を定めなければならないこととされた。

ウ 関係自治体の拡大（同法第7条及び第10条等）

今般の事故において、その影響が広範囲に及んだ反省と教訓を踏まえ、原子力安全委員会において、防災対策を重点的に充実すべき地域について、これまで前提としてきた緊急時計画区域（EPZ：Emergency Planning Zone、8キロメートルから10キロメートル）の範囲を見直し、新たに避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等の緊急防護措置を準備する区域（緊急防護措置準備区域）を原子力施設からおおむね30キロメートルに設定すべきという考え方が示された。この考え方を踏まえ、政令で定める要件に該当する都道府県の都道府県知事（関係周辺都道府県知事）も、新たに事業者防災業務計画の協議先等に加えることとされた。

エ 原子力災害対策本部の構成拡大（同法第17条第4項、第5項及び第7項）

原子力災害対策副本部長は、内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長等を、原子力災害対策本部員は、全ての国务大臣をもって充てることとされた。副大臣等に加えて、関係府省の大臣政務官も本部員となることができることとされた。

オ 原子力規制委員会の技術的・専門的判断に係る事項について原子力災害対策副本部長の指示対象から除外（同法第20条第3項）

原子力災害対策副本部長の指示は、原子力規制委員会がその所掌に属する事務に関して専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項については、対象としないこととされた。

カ 原子力災害事後対策の強化（同法第16条第1項、第20条第1項、第2項及び第6項、第21条並びに第27条の2から第27条の4まで）

原子力緊急事態解除宣言後も原子力災害対策本部を存置することとし、原子力災害対策副本部長の関係指定行政機関の長等に対する指示権限を原子力災害事後対策実施時に拡大することとされた。また、市町村長は原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者等に対して避難指示及び警戒区域の設定等ができることとされた。警察官は、市町村長による指示を待ついとまがないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者等に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示ができるほか、市町村長等の措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要求があったときは、原子力災害事後対策実施区域における警戒区域の設定、当該区域への立入りの制限若しくは禁止又は退去を命ずることができることとされた。

(2) 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）の一部改正

整備政令第14条の規定による改正後の原子力災害対策特別措置法施行令第2条の2において、改正後の原子力災害対策特別措置法第7条第2項の規定による原子力事業所の区域をその区域に含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県及びこれに準ずるものについて、

ア その区域の全部又は一部が実用発電用原子炉を設置する原子力事業所の周囲30キロメートルの区域内にあること

イ 原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等が作成されていることの両方に該当することが要件として規定された。

【継続措置状況】

初回発出日：平成24年9月14日

（有効期間：平成31年3月31日）

※ 別添1、2については省略